

【北区立滝野川紅葉中学校PTA規約】

《第1章 総則》

- 第1条 (名 称) 本会は、北区立滝野川紅葉中学校PTAと称し、事務局を滝野川紅葉中学校に置く。
- 第2条 (目 的) 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の健全な成長をはかり、併せて会員相互の親睦をはかることを目的とする。
- 第3条 (方 針) 本会は、教育活動を支援する事を本旨とする民主的な団体として、次の方針に従って運営される。
- 1、生徒の健全育成、ならびに教育のために活動する他の団体や機関と協力する。
 - 2、本会は営利的活動および、特定の宗教的・政治的な活動は行わない。
 - 3、学校の教育的活動を助けるため意見を述べることは出来るが、人事、管理には干渉しない。
- 第4条 (活 動) 本会は、第2・3条の目的達成のため、次の活動を行う。
- 1、教育上必要な施設の設備充実に協力し、生徒の教育環境をより良いものとする。
 - 2、生徒の健全育成に努める。
 - 3、部活動で顕著な成績を納め、大会参加に宿泊等が伴う場合、PTA会費より応分の補助をする。金額は、役員会にて決定する。
 - 4、会員相互の教育力向上と、親睦をはかる。
 - 5、その他、本会の目的達成のため必要な活動をする。
- 第5条 (会 員) 本会の会員は、本校生徒の保護者と教職員とし、会員はすべて平等の権利と、義務を持つ。
- 第6条 (会 費) 本会の会員は、定められた会費を納める。但し、会費は総会において定められた額とする。
- 第7条 (経 理) 本会の経理は、下記の通り行われる。
- 1、経費は、会費、その他の収入によってまかなわれる。
 - 2、経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
 - 3、決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。
 - 4、会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。
- 第8条 (帳 簿) 本会は、会員名簿・金銭出納帳・記録簿を備え、その他必要な帳票を会員は随時閲覧することができる。

《第2章 役員・運営機関》

- 第9条 (役 員) 本会の役員は、次の通りとする。
- 会長1名
副会長若干名 (内1名を教職員とする)
書記若干名 (内1名を教職員とする)
会計若干名 (内1名を教職員とする)
- 第10条 (職 務) 役員は、この趣旨を理解し、協力して職務にあたるものとする。
- 会長 : 本会を代表し会務を統括し、総会および各委員会を招集する。また互選により選出された正、副委員長および委員などを委嘱する。
- 副会長 : 会長を補佐し、会長が職務を行えない場合は、その職務を代行する。
- 書記 : 本会の活動に関する事項を記録し、各種の集会について通知するなど、本会の事務処理全般を行う。
- 会計 : 本会の全ての会計事務を行い、管理する。
- 第11条 (会計監査) 本会には、会計監査を若干名おく。
- 1、本会の会計監査を必要に応じて随時行うことが出来る。
- 第12条 (顧問・相談役) 本会に、顧問・相談役を若干名おくことができる。
- 第13条 (選 出)
- 1、指名委員会の推薦に基づいて選考し、総会において承認する。
 - 2、指名委員会の必要事項は細則で定める。
 - 3、教職員の役員については、学校に一任する。
 - 4、顧問・相談役は、運営委員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 第14条 (任 期) 役員、会計監査の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
- 第15条 (補 充) 役員、会計監査に欠員が生じた場合、運営委員会で協議し選出補充する。
- 第16条 (校 長) 校長は、全ての会議に出席し、意見を述べる事が出来る。

《第3章 総会》

- 第17条 (総会) 1、毎年、年度始めと年度末に開催する、また必要に応じて臨時総会を開催することができる。
2、全会員をもって構成される、本会最高の議決機関である。
3、開催要項と議案書は、概ね7日前に全会員に通知する。
- 第18条 (定期総会) 毎年、年度始めと、年度末に開催し、次の事項を行う。
1、年度始め：事業・決算報告、事業・予算計画、その他。
2、年度末：役員・会計監査の選考、次年度会費の提案、その他。
- 第19条 (臨時総会) 全会員の過半数、および運営委員会で必要と認めた場合開催する
- 第20条 (総会の成立) 委任状を含め全会員の過半数の出席により成立し、議案は出席者の過半数の同意をもって議決する。

《第4章 委員会》

- 第21条 専門委員会 本会には次の専門委員会と特別委員会をおく。委員は本会の主旨を理解し、次の職務にあたる。
- 学年委員会：学年・学級の教育活動への協力。保健衛生に関する事項。
広報委員会：機関紙および広報誌の発行、その他広報活動。
教養委員会：本会の目的に沿うような成人教育活動。
校外委員会：生徒の校外生活指導に関する企画、運営。
- 第22条 特別委員会
卒業対策委員会：卒業年度の会員にて構成される。
- 第23条 (委員の選出) 各学級で互選において若干名選出する。会員は各学級でいずれかの専門委員会に所属する。
- 第24条 (正、副委員長の選出) 各委員会で互選によって選出される。
- 第25条 (運営委員会) 本委員会は、役員・各委員会の正、副委員長(特別委員会を除く)・教職員で構成される総会に次機関で、会長が必要に応じてこれを召集し、重要事項を審議し遂行にあたる。
- 第26条 (任期) 委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

《附 則》

- 第27条 (細 則) 本会の運営に関し、必要な細則はこの規約に反しない限り運営委員会で定める。但し、細則を改定、改廃した場合はその結果を次期総会に報告し承認をうける。
- 第28条 (慶弔規定) 本会の、慶弔規定は別に定める。
- 第29条 (改 正) この規約は、総会において改正することができる、但し、事前にその内容を会員に通知し、出席者の過半数の賛成をもって改正できる。
- 第30条 (実 施) この規約は、平成21年4月1日より施行する。

《細 則》

- 第1条 (指名委員会)
各クラスの保護者から1名
運営委員会から若干名
教員から若干名
- 第2条 (職 務) 役員・会計監査候補者を選考し、年度末総会の概ね7日前までに書記を通じて会員に知らせる。
- 第3条 (任 期) 役員・会計監査候補者が承認され次第、任期を終わる。